

令和7年 第4回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和7年4月24日（木）	開会 午後2時40分	閉会 午後3時36分
2 招 集 場 所	本庁舎 306会議室		
3 出席委員等	教育長	熊野 充利	教育長 職務代理者
	委 員	佐 藤 寛	委 員
	委 員	早坂 正年	委 員
4 欠 席 委 員	なし		
5 傍 聴 者	なし		
6 事務局職員 出席者	教育部参事	菅原 栄治	参事兼教育総務 課長兼室長
	学校教育課長	新堀 秀一	参事兼生涯学習課長 兼室長兼館長
	文化財課課長	高橋 誠明	参事兼 地域交流センター長
	図書館館長	横山 一也	図書館副参事
	学校教育課 副参事	千葉 弘昭	
7 書 記	教育総務課 課長補佐	菊池 勝行	教育総務課 主幹兼係長
8 議 事	専決処分報告	大崎市教育委員会事案決裁規程の一部改正について	
	専決処分報告	大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱について	
	専決処分報告	大崎市社会教育委員の委嘱について	
	専決処分報告	大崎市スポーツ推進審議会の委嘱について	
	専決処分報告	大崎市スポーツ推進委員の委嘱について	
	専決処分報告	大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱について	
	議案第15号	人事案件について	
	議案第16号	人事案件について	
	議案第17号	人事案件について	
	議案第18号	大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則	
	議案第19号	「刀匠第九代法華三郎信房」の大崎市指定無形文化財（工芸技術）の指定解除について	

1 開 会	教育長	ただいまから令和7年第4回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員は定足数に達しておりますので、本定例会は成立となります。これより会議を開きます。
2 会議録承認	教育長	はじめに、令和7年第3回定例会会議録の承認を求めます。 内容につきましてはご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
3 会 議 録 署名委員指名	教育長	次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 青沼委員、お願いいたします。
4 傍 聴 者	教育長	本日の教育委員会への傍聴者はおられないことを報告させていただきます。
5 教育長報告	教育長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 新年度を迎えましてようやく春の暖かさが感じられるようになってきたところでございます。 私達の業務にも目を向けますと、県の教職員および市の職員の4月1日付の人事異動、これも無事に赴任が完了しまして、生涯学習、生涯スポーツも含め各施設および関係団体におきましても順調に令和7年度が始まったところでございます。 また、始業式、入学式におきましても、全ての学校で無事、滞りなく行われました。教育委員の皆様にも、ご多忙の中ご出席を賜りましたことをこの場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。 私も、4月に開校した鳴子小中学校の入学式に出席をいたしました。 学校としての新たな門出となりましたが、入学生が8人でのスタートということで、全校の児童みんなが揃う入学式でありました。 緊張感がある中ではありましたが、新たな学校生活を迎えることへの期待感が表れていた入学式でありました。中学生が小学生の手を引きながら入場してくる際は、中学生が笑顔で接していた姿が、大変印象的でありました。 次に、青少年センターの事務所移転について報告

	をさせていただきます。 旧中央公民館の1階にありました青少年センターの事務所でありましたが、業務内容や職員数を考慮し、市役所本庁舎3階の生涯学習課の中に移転をしまして、4月1日から業務を開始しております。 この移転によりまして、生涯学習課職員や他の職員との連携を深めることができ、業務の発展的な展開が期待されるところでありまして、また、旧中央公民館の解体計画についても、今後進められる予定となっております。 次に、祥雲閣の自主文化事業について報告させていただきます。3月30日に、祥雲閣の開館30周年を記念しまして、自主文化事業として、コスプレイベント「祥コス（しょうこす）」を開催いたしました。 当日はまだ肌寒さが残る中ではありましたが、約80人を超える参加があり、大変盛会でした。 今後も若者層の利用促進を図りながら、利用者の増加に努めてまいりたいと考えております。 また、4月14日に開かれた県の市長会においても、この祥雲閣を会場に行われており、祥雲閣で会議をするだけでなく、食事も提供できるということで、今回はケータリングとして、古梅荘の素晴らしい料理をいただき、各市の市長からは大変好評をいただいたところでございます。 その他、七五三のお祝いや還暦のお祝いなど、重要な節目節目の会食の機会にぜひご利用いただければと思っております。 次に、地域交流センターの利用状況について報告をさせていただきます。 「学び」、「集い」、「交流」の拠点施設としてこの地域交流センターは令和4年4月にオープンしましたが、令和6年度における施設の利用状況につきましては、延べ5673回の利用がございまして、5万7612人の皆様にご利用をいただきました。 令和5年度と比較しますと、利用回数では、前年度比で96.7%、利用人数では前年度比で76.4%となっております。 この利用人数減少の要因としましては、令和4年度と令和5年度は古川まつりの会場となり、多くの来場者がありましたが、令和6年度におきましては、
--	---

		会場が市役所の駐車場に変更して実施されたことが大きな要因と考えられております。 そうした中ではありますが、令和4年7月より、毎月11日の「いい音楽の日」に開催している「みんなのロビーコンサート」は、毎回多くの皆様にご来場いただき大変好評を得ており、回を追うごとに来場者が増え、 定着が図られたものと実感しております。 令和7年度におきましては、毎月の出演枠は既に埋まっている状態ではありますが、なお出演希望のご相談も数多くあることから、回数を増やすなど、より多くの機会を提供できるよう、工夫しながら開催してまいりたいと思っております。市民の皆様の様々な活動にこの拠点の利用が図られまして、中心市街地である七日町周辺の人の流れが非常に多くなり、ひいては地域の活性化に貢献できるよう、引き続き柔軟な事業運営に努めてまいりたいと考えております。 次に、春の有備館ライトアップについてご報告いたします。4月5日、6日、12日、13日の4日間、旧有備館および庭園におきまして、春の有備館ライトアップを開催いたしました。 期間中、市内外から599名の来館者があり、庭園の水面に映える建物、そして樹木の織りなす幻想的な雰囲気味わっていただいたところでもあります。 池を泳いでいる鯉も、一役、役割を果たしているようであります。 最後に、令和7年度子供の読書活動優秀実践校として、古川第4小学校が、文部科学大臣表彰を受け、4月23日に表彰式が行われたところでございます。 今後も、子供たちが多くの資料や情報に触れ、よりよく生きるための知恵や学ぶ楽しさを身につけられるように支援をしてまいります。 以上で教育長報告とさせていただきます。
	教育長	ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんか。
	教育長	(なし) それでは質疑がないものと認め、教育長報告につきましては以上とさせていただきます。

6 専決処分報告	教育長	次に、専決処分報告を行います。 はじめに、「大崎市教育委員会事案決裁規程の一部改正に関する専決処分について」の報告をお願いいたします。 教育総務課長、説明願います。
	教育総務課長	それでは私の方から、1 ページ目に記載してございます専決処分報告をさせていただきます。令和 7 年 4 月 1 日付けをもちまして、大崎市教育委員会事案決裁規程の一部を改正し、専決処分した次第でございます。詳細につきましては、お配りしております資料編の 4 ページの方をご確認いただければと思います。 課長専決の範囲で契約できる額というのは地方自治法施行令で決まっております。これまでは工事関係ですと 130 万円まで、物件の買入れにつきましては 80 万円までと決まっておりました。資料にあります通り、物価高騰ですとか、事務の効率化、入札関係のスケジュールの短縮等を踏まえまして、改正後は工事であれば 200 万円まで、財産の買入れについても 150 万円まで可能となった運びでございます。本庁市長部局を含め、教育委員会も合わせて改正後の事案決裁規程に基づき各種の契約事務を執り行ってまいりますので、この場を借りてご報告させていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。以上です。
	教育長	この説明に対しまして何か質問がありましたらお願いいたします。
	教育長	(なし) ないようですので、この件につきましては以上とさせていただきます。
	教育長	次に、「大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。 教育総務課長、お願いいたします。
	教育総務課長	4 ページ目でございます、大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分でございます。 こちらは令和 7 年 4 月 1 日付、附属機関の委員の

		委嘱について委任規則に基づき、専決処分させていただきました。 今般、保健所の関係者、幼稚園関係の先生、そして校長会の先生方お三方について、人事異動等に伴って学校給食運営審議会委員の委嘱を行いました。保健所関係は佐々木瑠美子様、市立幼稚園園長会からは茂泉真喜先生、そして市内小中学校校長会からは佐藤広章先生のお三方に委嘱をさせていただきましたので報告とさせていただきます。私の方は以上でございます。
	教育長	この説明に対しまして何かお聞きしたいことがあればお願いをいたします。 (なし)
	教育長	それではこの件については以上とさせていただきます。
	教育長	続きまして、大崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についての報告をお願いいたします。生涯学習課長、お願いいたします。
	生涯学習課長	大崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分でございます。 5 ページになります。この件につきましては、令和7年4月1日付の人事異動に伴います委員の委嘱替えということになりました。推薦母体の市内小中学校校長会からお二方の推薦をいただき、沼部小学校の青野校長先生、それから古川南中学校の水谷校長先生が、4月1日付で社会教育委員として委嘱をさせていただいたところでございます。 任期につきましては残任期間の令和8年5月31日までということになってございます。 どうぞよろしくをお願いいたします。
	教育長	この説明に対しまして何かお聞きしたいことがあれば、お願いいたします。 (なし)
	教育長	それではこの件については以上とさせていただきます。

	教育長	続きまして、大崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告をお願いいたします。 生涯学習課長、説明をお願いします。
	生涯学習 課長	大崎市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する専決処分についてでございます。令和7年4月1日に附属機関の委員の委嘱に関することについて、大崎市教育委員会教育長委任規則第4条第1項の規定により、次のように専決処分いたしましたのでご報告申し上げます。こちらにつきましても、人事異動に伴い、推薦母体である小中学校長会の方から、田尻中学校の青木康子校長先生をご推薦いただき、4月1日付で委嘱をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
	教育長	この説明につきまして何か質問はありますでしょうか。
	教育長	(なし) それではこの件につきましても、以上とさせていただきます。
	教育長	続きまして、大崎市スポーツ推進委員の委嘱に関する専決処分についての報告をお願いいたします。 生涯学習課長、報告願います。
	生涯学習 課長	大崎市スポーツ推進委員の委嘱に関する専決処分でございます。 岩出山地域から推薦され活動していただいております、スポーツ推進委員の木村愛さんより、令和7年3月31日をもって退任するとの通知がございました。 残任期間の補欠委員として、岩出山地域から新たに推薦されました石崎文春さんに、4月1日付で大崎市スポーツ推進委員の委嘱をいたしましたのでご報告申し上げます。 どうぞよろしくお願いいたします。 この説明に対しまして何かお聞きしたいことがあ

	教育長	れば、お願いいたします。 (なし)
	教育長	それではこの件につきましても、以上とさせていただきます。
	教育長	次に大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についての報告をお願いいたします。
	生涯学習課長	生涯学習課長、お願いいたします。 大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱に関する専決処分についてでございます。こちらにつきましても、前任者の異動等に伴いまして、それぞれの推薦母体から残任期間の補欠委員として選任されました、宮城県古川警察署生活安全課長の廣谷玲さん、宮城県鳴子警察署の生活安全課長でございます、青木清克さん、それから大崎市民生部社会福祉課課長の今野靖夫さんのお三方について4月1日付で大崎市青少年センター運営協議会委員を委嘱申し上げましたのでご報告いたします。
	教育長	どうぞよろしくお願い申し上げます。 この件につきまして何かありますでしょうか？ (なし)
	教育長	それではこの件につきましては以上とさせていただきます。
7 議 事	教育長	続きまして議事に入ります。 初めに、日程の第1、第2、第3、議案の第15号および第16号、第17号につきまして、「人事案件について」を議題とさせていただきます。
	青沼委員	発議。
	教育長	発議がございましたので認めます。
	青沼委員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により議案第15号、第16号、第17号につきましては、秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

	教育長	お諮りをいたします。この議案につきまして、秘密会にすることにご異議はございませんか。 (異議なしの声)
	教育長	それではご異議なしと認めまして、この一連の議案に関しまして、秘密会とさせていただきます。教育部参事、参事兼教育総務課長、参事兼生涯学習課長、参事兼地域交流センター長を除きまして、その他の皆さんはご退席をお願いいたします。 暫時休憩といたします。
		(退出者入場後、再開)
	教育長	それでは、再開をいたします。 次に、日程第4 議案第18号「大崎市児童生徒就学援助規程の一部を改正する規則」を議題といたします。 学校教育課長、説明願います。
	学校教育課長	議案書の12ページ、大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 大崎市児童生徒就学援助規則の一部改正につきましては、会議資料の15ページにあります、新入学児童生徒学用品費等の項中にある支給時期について、「就学前の3月」とあるものを、「就学前」に改めるものです。また、同じ15ページの表にある「オンライン学習通信費」の項中の年額の支給額を「1万4000円」とあるものを「1万5000円」に改めるものです。また、様式第5号にあります「別添の委任状」を「委任状(様式第7号)」に、「補助金」を「補助」に改めるものでございます。 また様式第7号、13ページおよび14ページあります通り改めるものです。以上4点となりますが、まず一点目の、新入学児童生徒学用品費等の項中の支給時期を「就学前の3月」とあるものを「就学前」に改める理由につきましては、現在の「就学前の3月」では、3月中のみの支給となることから、保護者の実情に即しまして、3月以外にも支給できるように改めるものでございます。

		続きまして 2 点目のオンライン学習通信費の項中の年額の支給額を「1 万 4000 円」とあるものを「1 万 5000 円」に改める理由につきましては、国の就学援助費の補助限度額が変更になったことに伴いまして、支給額を改正するものでございます。 続いて 3 点目の様式第 5 項にあります「別添の委任状」を「委任状（様式第 7 号）」に、「補助金」を「補助」に改める理由につきましては、様式中の文言について整合性のある表記とするものでございます。 最後に 4 点目の様式第 7 号を改めた理由につきましては、準要保護、要保護の条件により就学援助費目が異なることから、準要保護対象は 13 ページ、要保護で最終学年対象については 14 ページのものとしまして、さらに保護者氏名の未記入がないように、保護者氏名記載欄に下線を加えたことによるものでございます。 なお、今回の大崎市児童生徒就学援助規則の一部改正につきましては、令和 7 年 5 月 1 日からの施行を予定しております。説明は以上となります。
	教育長	この説明に対しまして何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。
		(なし)
	教育長	それでは本案については、ご異議なしと認めまして、原案の通り決定いたします。
	教育長	続きまして、日程の第 5、議案第 19 号「刀匠第九代法華三郎信房の大崎市指定無形文化財の指定解除について」を議題といたします。 文化財課長、説明願います。
	文化財課長	それでは私からは議案第 19 号「刀匠第九代法華三郎信房の大崎市指定無形文化財（工芸技術）の指定解除について」をご説明いたします。議案書の 17 ページと 18 ページをご覧ください。 この度、大崎市指定無形文化財の指定解除についてご審議いただきます。刀匠第九代法華三郎信房は、仙台藩の刀工である山城の国大掾国包の流れをくむ大和伝保昌派の作風である工芸技術を受け継ぐ刀工として、平成 4 年 1 月 17 日に旧松山町指定無形文化

		財の指定を受け、平成 18 年 3 月 31 日、大崎市の誕生により、大崎市指定無形文化財となったものでございます。 この度の議案提出は、市指定無形文化財工芸技術の保持者であります刀匠第九代法華三郎信房、本名高橋大喜様が令和 6 年 11 月 11 日にご逝去されたことによるものです。 指定解除の理由は、大崎市文化財保護条例第 19 条第 7 項、18 ページにあります通り、保持者が死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとするという条文に基づくもので、令和 7 年 3 月 19 日に開催いたしました令和 6 年度第 2 回大崎市文化財保護委員会においても、指定解除の審議が行われ、承認を得ているものでございます。 ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。
	教育長	この件に関しまして、何かあればお出し願います。
	教育長	(なし)
	教育長	それでは本件につきましてもご異議なしと認めまして、原案の通り決定といたします。
	教育長	本日の議事案件につきましては以上となりますが、委員の皆様からその他に何かごあればお出し願いたいと思います。 (なし)
8 閉 会	教育長	それではないようでございますので以上で本日の教育委員会定例会を終了といたします。
この会議録の作成者は次のとおりである。 教育総務課 総務担当 主幹兼係長 本間 陽子 上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。 令和 年 月 日 教 育 長 署名委員		